

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第48号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項				別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項				
1～9 略				1～9 略				
10 保健所				10 保健所				
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等	
1～21 略				1～21 略				
22 薬事法関係 事務 法…薬事法 政…薬事法施 行令 省…薬事法施 行規則 規…薬事法施 行細則	(1)～(3) 略			22 薬事法関係 事務 法…薬事法 政…薬事法施 行令 省…薬事法施 行規則 規…薬事法施 行細則	(1)～(3) 略			
	(4)～(11) 略				(4) 一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下この関係事務において同じ。）の管理者が店舗以外の場所で業として薬事に関する実務に従事することを許可すること。（法7条3項、27条）			
	(12) 店舗販売業の許可をし、又はその更新をすること。（法24条2項、26条1項）				(5) 卸売一般販売業の管理者が店舗以外の場所で業として薬事に関する実務に従事することを許可すること。（法7条3項、27条）（東讃保健所にあっては、高松市の区域を含む。） (15)、(16)、(21)、(23)及び(26)から(28)までの事項において同じ。）			
	(13) 卸売販売業の許可をし、又はその更新をすること。（法24条2項、34条1項）（東讃保健所にあっては、高松市の区域を含む。） (15)、(20)、(22)、(25)、(26)及び(28)の事項において同じ。）				(6)～(13) 略			
	(14) 店舗販売業の管理者が店舗以外の場所で業として薬事に関する実務に従事することを				(14) 一般販売業又は特例販売業の許可をし、又はその更新をすること。（法24条2項、26条1項、35条）			
					(15) 卸売一般販売業又は薬種商販売業の許可をし、又はその更新をすること。（法24条2項、26条1項、28条1項）			
					(16) 卸売一般販売業者が薬局開設者等以外の者に対し販売等をすることを許可し、又は当該許可に係る変更等の届出を受けること。（法26条3項、省144条）			

許可すること。（法28条3項）						
(15) 卸売販売業の営業所の管理者が営業所以外の場所で業として薬事に関する実務に従事することを許可すること。（法35条3項）	○		○			
(16)～(18) 略						
(19) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は医療機器の販売業者等から報告をさせ、又は当該職員に店舗等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。（法69条1項から3項まで）	略					
(20) 卸売販売業者又はその他の医薬品等を業務上取り扱う者（医薬品等の製造販売業者及び製造業者、薬局開設者、店舗販売業者、医療機器の販売業者等並びに医療機器の修理業者を除く。以下この関係事務において同じ。）から報告をさせ、又は当該職員に薬局等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。（法69条2項・3項）	略					
(21) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は医療機器の販売業者等に対し、医薬品等の廃棄等の措置を命じ、又は当該職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること。（法70条1項・2項）	略					
(22) 卸売販売業者又はその他の医薬品等を業務上取り扱う者に対し、医薬品等の廃棄等の措置を命じ、又は当該職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること。（法70条1項・2項）	略					
(23) 薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、薬局開設、店舗販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証を交付すること。（政4条、11条、44条）	略					
(24) 薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、薬局開設、店舗販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証を書換え交付し、再交付し、又はその返納を受けること。（政5条から7条まで、12条から14条まで、45条から47条まで）	略					
(17)～(19) 略						
(20) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、一般販売業者、特例販売業者又は医療機器の販売業者等から報告をさせ、又は当該職員に店舗等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。（法69条1項から3項まで）	略					
(21) 卸売一般販売業者、薬種商販売業者又はその他の医薬品等を業務上取り扱う者（医薬品等の製造販売業者及び製造業者、薬局開設者、一般販売業者、特例販売業者、医療機器の販売業者等並びに医療機器の修理業者を除く。以下この関係事務において同じ。）から報告をさせ、又は当該職員に薬局等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。（法69条2項・3項）	略					
(22) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、一般販売業者、特例販売業者又は医療機器の販売業者等に対し、医薬品等の廃棄等の措置を命じ、又は当該職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること。（法70条1項・2項）	略					
(23) 卸売一般販売業者、薬種商販売業者又はその他の医薬品等を業務上取り扱う者に対し、医薬品等の廃棄等の措置を命じ、又は当該職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること。（法70条1項・2項）	略					
(24) 薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、薬局開設、一般販売業、特例販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証を交付すること。（政4条、11条、44条）	略					
(25) 薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、薬局開設、一般販売業、特例販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証を書換え交付し、再交付し、又はその返納を受けること。（政5条から7条まで、12条から14条まで、45条から47条まで）	略					

(25) 卸売販売業の許可証を交付すること。 (政44条)	略	(26) 卸売一般販売業又は薬種商販売業の許可証を交付すること。 (政44条)	略
(26) 卸売販売業の許可証を書換え交付し、再交付し、又はその返納を受けること。 (政45条から47条まで)	略	(27) 卸売一般販売業の医薬品の販売先等の変更の許可証を交付し、書換え交付し、再交付し、又はその返納を受けること。 (政44条から47条まで)	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
(27) 郵便等販売の届出を受けること。 (省15条の4第2項、142条)	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	(28) 卸売一般販売業又は薬種商販売業の許可証を書換え交付し、再交付し、又はその返納を受けること。 (政45条から47条まで)	略
(28) 薬局外、店舗販売業店舗外又は卸売販売業営業所外の実務従事許可証を交付し、又は薬局外、店舗販売業店舗外又は卸売販売業営業所外の実務従事廃止届を受けること。 (規17条2項・3項)	略	(29) 薬局(一般販売業)外実務従事許可証を交付し、又は薬局(一般販売業)外実務従事廃止届を受けること。 (規17条2項・3項)	略
23~31 略		23~31 略	

27 家畜保健衛生所

関係事務	事 項	所長等	決裁区分
		委任	所長等
22 薬事法関係事務 法…薬事法 省…動物用医薬品等取締規則	(1) 医薬品の販売業(動物用医薬品特例店舗販売業を含む。)の休廃止等の届出を受けること。 (法10条、38条)	略	
	(2) 医薬品の販売業(動物用医薬品特例店舗販売業を含む。)を許可し、又はその許可を更新すること。 (法24条)	略	
	(3)~(6) 略		
	(7) 動物用医薬品特例店舗販売業者に対する指定品目の変更又は追加をすること。 (省112条)	略	
2~8	略		

27 家畜保健衛生所

関係事務	事 項	所長等	決裁区分
		委任	所長等
22 薬事法関係事務 法…薬事法 省…動物用医薬品等取締規則	(1) 医薬品の販売業の休廃止等の届出を受けること。 (法10条、38条)	略	
	(2) 医薬品の販売業を許可し、又はその許可を更新すること。 (法24条)	略	
	(3)~(6) 略		
	(7) 配置販売業者又は特例販売業者に対する指定品目の変更又は追加をすること。 (省33条)	略	
2~8	略		

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。